

洋上風力発電等に係る国等の動きの概要

2023年6月22日



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SETANA

1

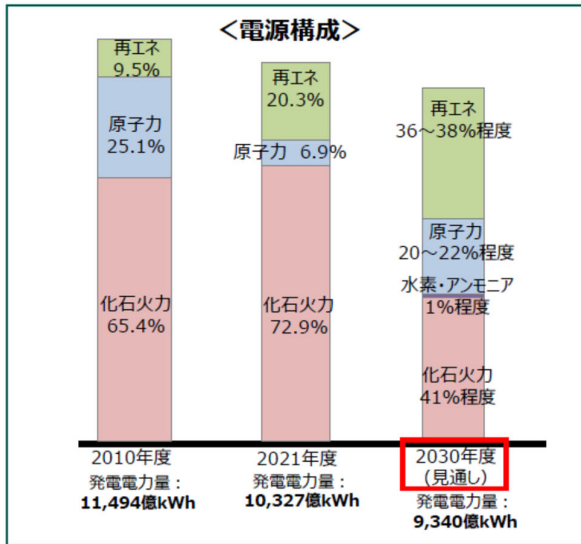
目次

1. 脱炭素社会実現のための洋上風力発電の位置づけ
2. 現在の促進区域・有望な区域・準備区域の状況
3. 再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ
4. セントラル方式(政府が中心となって進める方式)の概要
5. セントラル方式
6. 洋上風力発電の環境影響評価の制度の検討

2

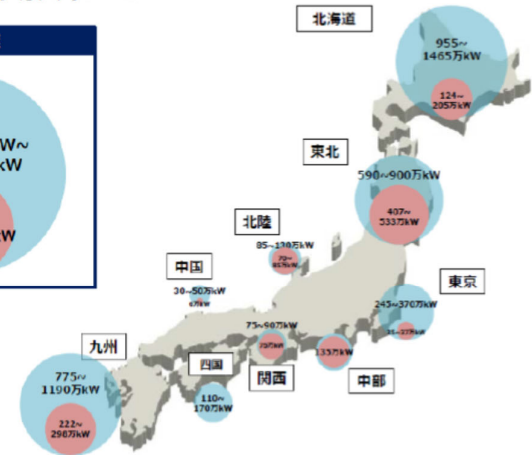
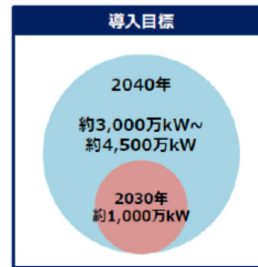
1. 脱炭素社会実現のための洋上風力発電の位置づけ

- 2050年CNや2030年温室効果ガス削減目標を目指す中、エネルギー基本計画のエネルギーミックスによれば、**2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率は36-38%**とすることが必要。
- 風力発電は再生可能エネルギーの中で、太陽光とともに主力を担う位置づけ。陸上風力の適地が減少する中で、海に囲まれた日本では**洋上風力の大規模導入への期待が高い**。
- 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」では、洋上風力発電について**2030年1,000万kW、2040年3,000~4,500万kWの案件形成を目標**としている。（年間平均100万kWを案件形成していく規模イメージ）



＜洋上風力発電の導入目標＞

【参考】エリア別の導入イメージ

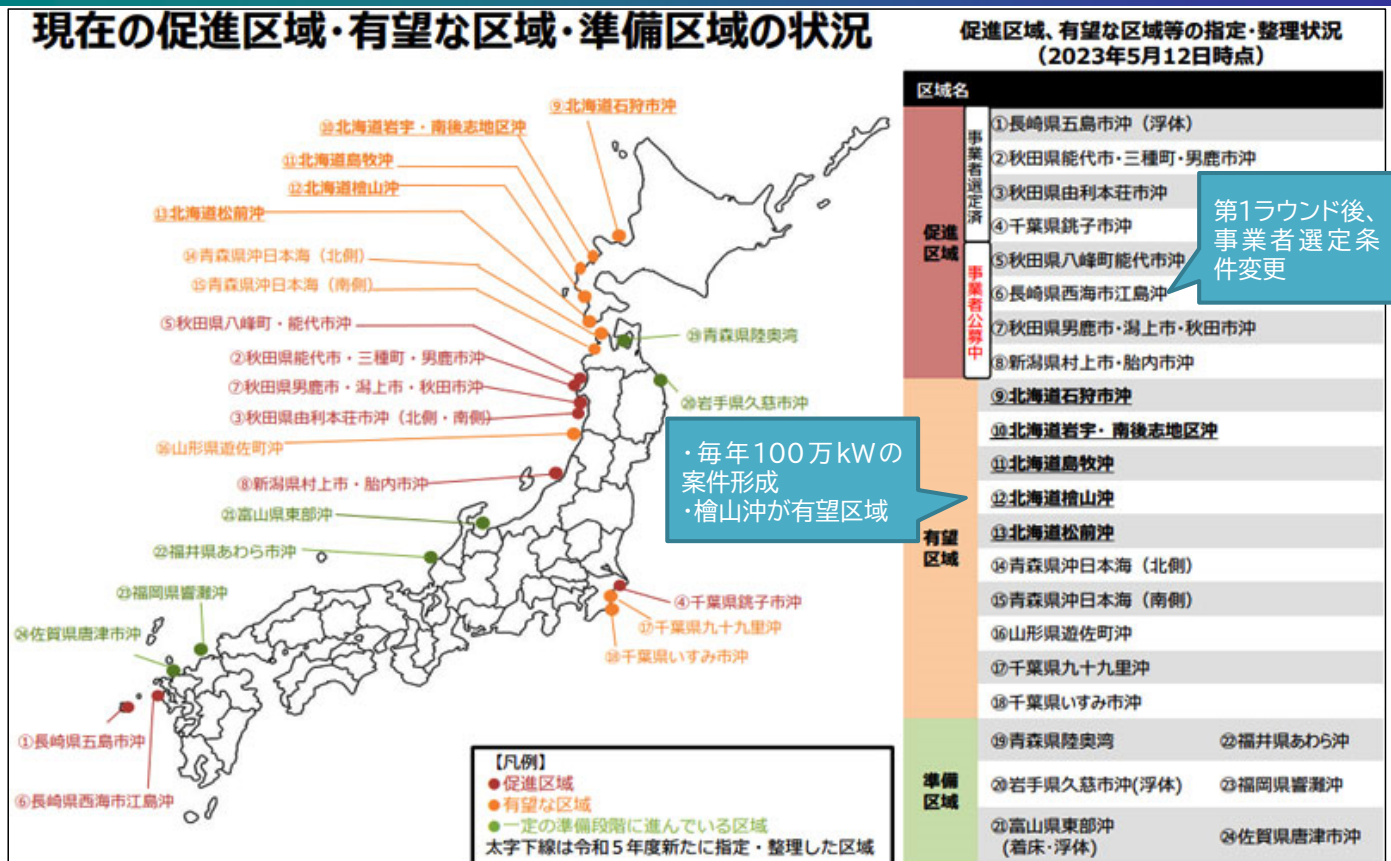


出典：令和3年度(2021年度)エネルギー需給実績を基に資源エネルギー庁作成

出所：洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会「洋上風力産業ビジョン概要（第一次）（令和2年12月）」

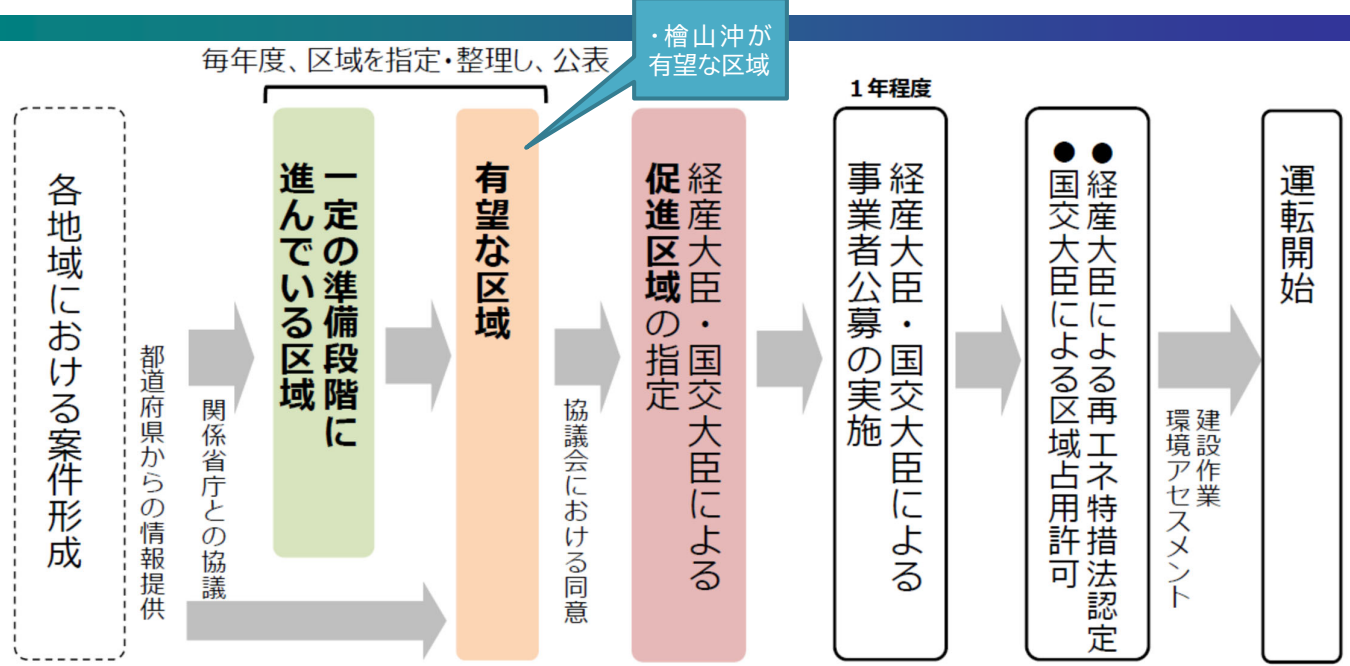
出典：洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会(第1回)、資料2-1、令和5年5月11日開催

2. 現在の促進区域・有望な区域・準備区域の状況



出典：資源エネルギー庁HP、再生エネ海域利用法とは

3. 再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ



- 有望な区域の要件（促進区域指定ガイドライン）**
- 促進区域の候補地があること
 - 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
 - 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

- 協議会の設置（再エネ海域利用法第9条+ガイドライン）**
- 有望な区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
 - 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
 - 協議会は可能な限り公開で議論

出典：洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会（第1回）、資料2-1、令和5年5月11日開催

4. セントラル方式(政府が中心となって進める方式)の概要

洋上風力発電に関するセントラル方式とは



洋上風力発電事業の案件形成に向けた風況・海底地盤等のサイト調査、系統接続の確保や環境影響評価、洋上風力発電事業の実施区域の指定や発電事業者の公募、地域調整や漁業実態調査に関して、政府や地方公共団体の主導的な関与により、効率的な案件形成を実現する仕組みであり、政府としてセントラル方式を確立することで、洋上風力発電の円滑な導入を進めていくこととしている。

<セントラル方式について>

※検討会取りまとめ資料から一部修正

- 風況・海底地盤等のサイト調査
⇒都道府県からの情報提供に基づき第三者委員会の意見を踏まえながら、経済産業省・国土交通省が調査対象区域を選定し、JOGMECが調査を実施
※令和4年通常国会において、JOGMEC法を改正済み。令和5年度から調査を開始。
- 系統接続の確保
⇒系統確保スキーム等を通じて国が必要な調査等を実施。
- 環境アセスメント
⇒環境アセスメントについては本検討会で議論
- 洋上風力発電事業の実施区域の指定や発電事業者の公募
⇒再エネ海域利用法の手続きに基づき実施。
- 地域調整
⇒促進区域指定ガイドラインを踏まえ、地域の実情に精通した関係自治体を通じて調整を行う。また再エネ海域利用法に基づく経産省・国土交通省・都道府県を事務局とした法定協議会を設置し、関係市町村や関係漁業者等の利害関係者との合意形成を実施。
- 漁業実態調査
⇒漁業操業の実態は、利害関係者の特定・調整の前提情報として都道府県を中心に整理する。水産資源の実態に関しては、法定協議会において議論される漁業影響調査の考え方に基づき、選定された事業者が必要な調査を実施。

出典：洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会（第1回）、資料2-1、令和5年5月11日開催

5. セントラル方式:風況や海底地盤調査

洋上風力発電の導入促進に向けた採算性分析のための基礎調査事業

令和5年度概算要求額 **45.0億円 (新規)**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 風力政策室

事業の内容

事業目的・概要

- 「洋上風力産業ビジョン（第一次）」では、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの洋上風力発電の案件形成を政府目標として掲げています。
- この実現に向けて、継続的な案件形成が不可欠ですが、現状では複数の事業者が同一海域で類似した現地調査を実施しており非効率な状況が生じています。また、地元の漁業者にとっても操業調整などの負担が発生し、これが地元での反発を招き、結果として案件形成を阻害させるという事態が生じています。
- このため、案件形成の初期段階から政府が主導的に関与し、必要となる調査等を実施する仕組みである「日本版セントラル方式」の確立に向け、現在その制度設計を進めています。
- そこで、この「日本版セントラル方式」の一環として、JOGMEC（独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構）が発電事業の採算性分析に必要な情報を得るための調査を行います。発電事業者はその調査データを活用することで適切な事業計画の策定が可能となり、それにより質の高い競争性のある事業者公募を実現するとともに、案件形成の加速化を目指します。

成果目標

- 令和5年度からの事業であり、毎年度3箇所程度の区域で調査を実施し、令和22年（2040年）に3,000～4,500万kWの洋上風力発電の案件形成を目指します。

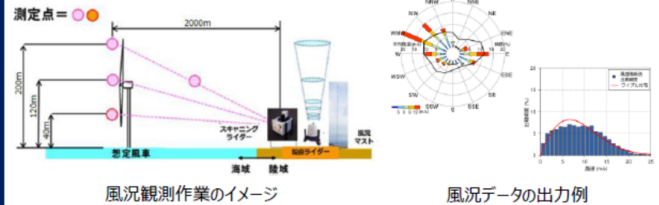
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 洋上風力発電事業の実施可能性が見込まれる海域を対象として、発電設備の基本設計に必要な風況・海底地盤に関する調査データを取得するために、各種の観測機器を用いたサイト調査を実施します。
- 調査で得られたデータは、調査対象海域で洋上風力発電事業を計画する事業者には提供することで、事業者による発電事業計画の策定を支援します。

<風況調査>



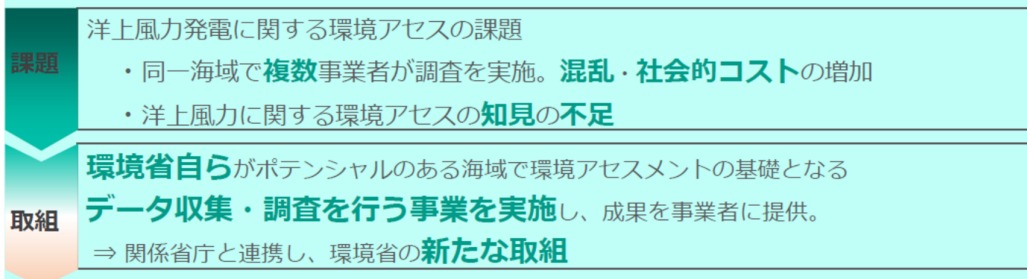
<海底地盤調査>



出典：経産省HP (<https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230113005/20230113005-1.pdf>)

5. セントラル方式:海域の環境調査

国による洋上の環境情報の調査



令和4年度洋上風力に係る環境影響評価のための環境調査を実施

① 令和4年度の実施海域の公募を実施。（令和3年11月16日～12月20日）

② 公募の結果、令和4年度の実施海域として「**山形県遊佐沖**」が選定された。（令和3年12月24日）

③ 当該海域での環境調査を実施中。（令和4年4月～令和5年3月）

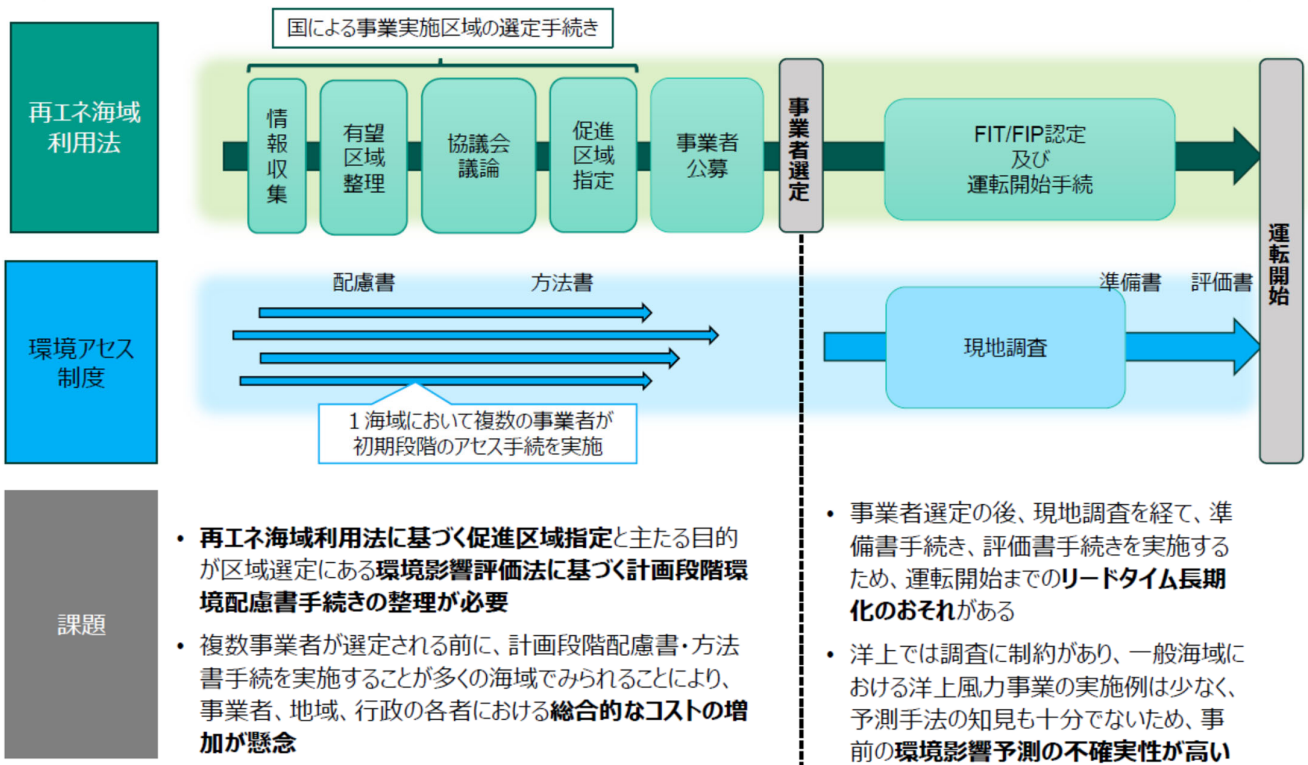
注：檜山沖について、今後のスケジュールで、どのようになるかは未定

出典：国土交通省HP (<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001510106.pdf>)

6. 洋上風力発電の環境影響評価の制度の検討

①現状と課題

洋上風力発電の導入に係る現行の環境影響評価制度と主な課題



出典：洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会（第1回）、資料2-1、令和5年5月11日開催

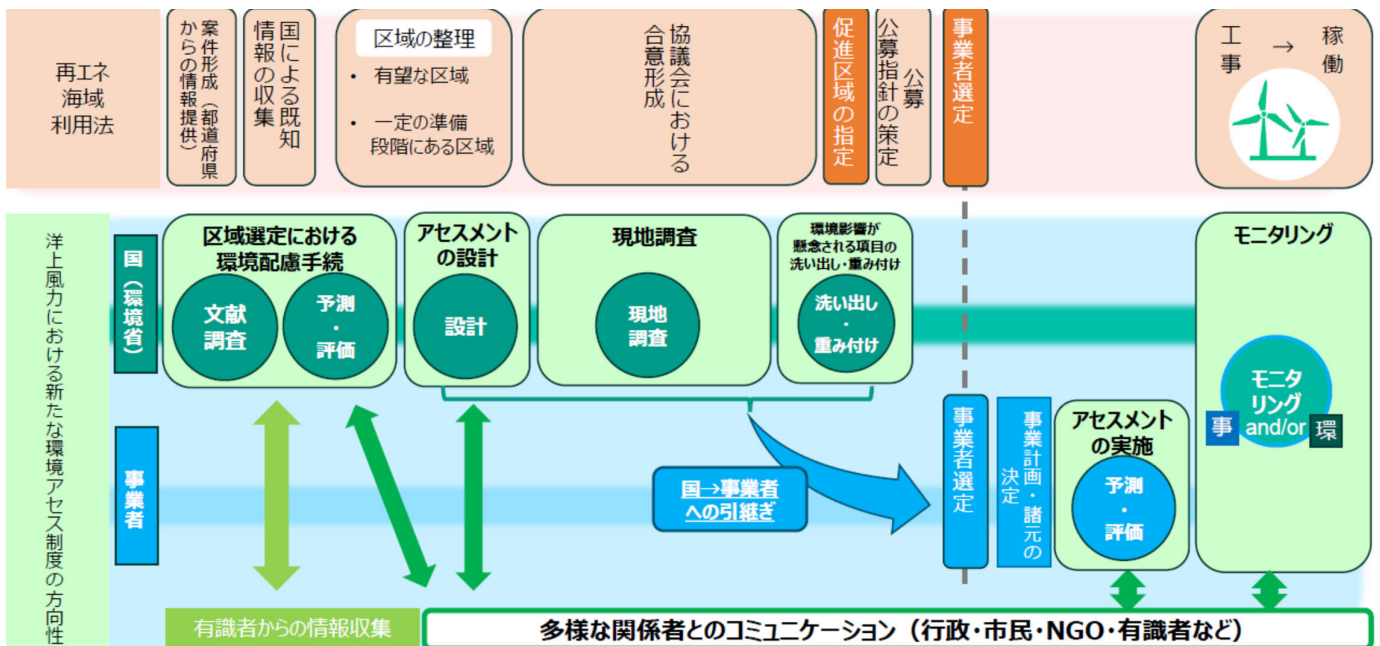
9

6. 洋上風力発電の環境影響評価の制度の検討

②検討の方向性

・国（環境省）が有望な区域の選定の段階から現地調査を行い、促進区域の指定・事業者の選定という段階で、国から事業者への引継ぎを行う、という観点で、環境影響評価の制度の検討を進めている。

・檜山沖について、今後のスケジュールで、どのようになるかは未定



出典：洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会（第1回）、資料2-1、令和5年5月11日開催

10